**宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の住民周知概要書**

年　　　月　　　日　

　この概要書は、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）又は「相模原市宅地造成及び特定盛土等規制法の施行等に関する条例」に基づき住民の方々へ工事の内容を周知するためのものです。

　記載された内容にご不明点がございましたら、末尾に記載の連絡先へお問い合わせください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名称等 | | | |  |
| １）工事計画の概要 | | | | |
| ア | 工事主の氏名又は名称  、住所及び連絡先 | | |  |
| イ | 工事施行者の氏名又は名称  及び住所 | | |  |
| ウ | 工事をする土地の所在地  及び面積 | | |  |
| エ | 工事の着手予定年月日及び  工事の完了予定年月日 | | |  |
| オ | 盛土等をする土地の  位置、面積及び形状 | | |  |
| カ | 盛土切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ | | |  |
| キ | 盛土切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量 | | |  |
| ク | 工事完了後の土地利用  又は土石の堆積に  関する工事の目的 | | |  |
| ２）周辺地域への安全対策及び配慮事項 | | | | |
| ア | 施工方法等 |  | | |
| イ | 作業時間及び休日 |  | | |
| ウ | 騒音、振動又は  粉じん対策 |  | | |
| エ | 工事関係車両の  搬出入経路等 |  | | |
| ３）住民への周知方法等 | | | | |
| ア | 周知方法 | | □ 説明会　　□ 書面の配布  □ 掲示板及びインターネット掲載　　□ 戸別訪問 | |
| イ | 周知範囲 | | この概要書は位置図又は地形図に記載の周知範囲に対して配布しています。この概要書を受け取った方は、工事主から工事の計画の内容について説明を受けることができます。 | |
| ウ | 意見の申出の方法 | | 説明を受けた日の翌日から7日（大規模宅地造成等の場合は14日）以内に計画の内容について意見又は要望等を申し出ることができます。  任意の書面に〔申出する方の氏名及び住所、意見及びその理由、意見の申出の年月日〕を記載し、工事主に直接提出してください。 | |
| エ | 工事計画周知報告書の縦覧 | | 工事主は住民への周知した内容及び意見とその見解について記載した「工事計画周知報告書」を市役所に提出します。  この工事計画周知報告書は市に提出された日の翌日から7日（大規模宅地造成等の場合は14日）間、開発調整課の窓口で縦覧に供されますので、誰でもご覧いただくことができます。なお、縦覧期間は、工事をする土地に掲示されている予定標識で確認することができます。  縦覧場所：相模原市中央区中央2丁目11-15　相模原市役所  　　　　　第１別館4階　開発調整課（電話：042-769-8250・8251） | |
| オ | 再意見の申出の方法 | | 縦覧期間中は、工事計画周知報告書に対する意見又は要望等を申し出ることができます。  任意の書面に〔申出する方の氏名及び住所、意見及びその理由、意見の申出の年月日〕を記載し、開発調整課に提出してください。意見は市役所から工事主に送付します。 | |
| カ | 自治会等との協定の締結の努力義務について | | 本工事は大規模宅地造成等に関する工事に該当するため、工事主は、災害の防止及び近隣住民等との相互理解の観点から配慮すべき事項等について、市長が必要と認める自治会等と協定を締結するよう努めなければなりません。  協定の締結を希望する自治会等は、直接工事主に連絡してください。 | |
| キ | 隣接地との盛土等の一体性の判断について | | 本工事の隣接地等で盛土規制法の規制規模以下の盛土等を行う場合は、本工事と一体性のある工事であるとみなされ許可を受けなければならない場合があります。  盛土等のご計画がある場合は、あらかじめ開発調整課に相談してください。 | |
| 添付書類 | | | □ 位置図　　□ 地形図（現況図）　　□ 平面図  □ 断面図　　□ 工事完了後の土地利用計画図  □ その他（　　　　　　　　　　　　　　） | |
| 工事の内容に  関する問合せ先 | | |  | |